

野田市子ども未来教室事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、本市の市立小学校及び中学校において、令和7年度をもって一斉の土曜授業を終了し、児童生徒一人一人が自分に合った土曜日の過ごし方を選択し、自分の可能性を広げていくこととすることから、土曜日の過ごし方の一つとして、学校に行って勉強したいと希望する小学校の児童及び中学校の3年生生徒に対し、土曜日における学習機会を提供することを目的とする。

上記目的を実現し、児童生徒が自分の可能性を広げていくことができる学習支援とするため、本業務は、価格だけではなく、子どもの学習支援事業の運営業務の実績や学習支援の具体的な方法等も踏まえて総合的に判断し、最も適切な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による事業者選定を行うものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 野田市子ども未来教室事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙「野田市子ども未来教室事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案限度額 金 46,451,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。上記金額には本業務に必要な全ての経費を含む。また、提案見積書の提出において、限度額を超える提案は受け付けない。なお、見積書（様式8）には、見積額の内訳として小学生の部、中学3年生の部それぞれの見積額も記載すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、この公募開始の日から契約締結までの日において、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条例第9条に規定する暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がないこと。

- (6) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者ではないこと。なお、参加申込書類の提出期限から受注候補者が特定するまでの期間に、本市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失う。
- (7) 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年を経過していること又は当該応募申込日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと。
- (10) 過去5か年度（令和3年度から令和7年度まで）において、地方自治体において小学生及び中学生に対する子どもの学習支援事業の運営業務を受託し、履行した実績を有していること。
- (11) 野田市情報セキュリティーポリシーの本旨に従い、別記「個人情報及び情報資産の保護に関する情報セキュリティ特記事項」に定める事項を遵守すること。

4 プロポーザルに関する日程

事 項	日 程
公告	令和7年12月18日（木）
質問書の提出期限	令和8年1月14日（水）
質問書に対する回答期限	令和8年1月16日（金）
応募申込書の提出期限	令和8年1月20日（火）
企画提案書及びその他資料の提出期限	令和8年1月28日（水）
プレゼンテーション	令和8年2月4日（水）
審査結果の通知	令和8年2月上旬
契約締結	令和8年2月上旬

5 実施要領等の公開、質問、応募申込み

- (1) 実施要領・仕様書の配布
 - ① 配布期間 令和7年12月18日（木）から令和7年1月20日（火）まで
 - ② 配布方法 野田市役所のホームページからダウンロード又は野田市教育委員会生涯学習部生涯学習課窓口で配布する。（窓口配布は、年末年始（令和7年12月27日から令和8年1月4日）、土、日、祝日を除く。）

<https://www.city.noda.chiba.jp/index.html>

(2) 質問書の提出及び回答

企画提案に関する質疑は、すべて質問書によるものとする。質疑がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- ① 受付期間 令和7年12月18日（木）午前8時30分～令和8年1月14日（水）午後5時まで
- ② 提出方法 「質問書」（様式1）により電子メールにて生涯学習課に提出
メールアドレス：syougaigakushu@mail.city.noda.chiba.jp
※件名は「【参加希望者名】野田市子ども未来教室事業業務委託質問書」とすること。
※生涯学習課に電話（04-7123-1366）にて質問書を提出した旨を連絡すること。
- ③ 回答日 令和8年1月16日（金）
本市のホームページで公表し、個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領及び仕様書と同等の効力を有するものとする。また、同趣旨の質問に対する回答は、まとめて回答する場合がある。

（3）応募申込方法

- ① 提出書類 各1部
1. 応募申込書（様式2）
 2. 事業者概要書（様式3）
 3. 業務実績調書（様式4）
 4. 納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。原本）
 - ・国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書）
 - ・法人市民税の納税証明書（最新事業年度のもの）
- ② 提出方法 持参または郵送とする。
1. 持参の場合
- 提出先 野田市教育委員会 生涯学習課（野田市役所7階）窓口
提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜、祝日、年末年始を除く。)
2. 郵送の場合
- 郵送の場合は、書留郵便によることとし、封筒の表面に「野田市子ども未来教室事業業務委託」と朱書きすること。送料は応募者負担とし、受取人払いについては、受け付けない。また、市は輸送中の遺失、破損、遅延などの責任は負わない。
- 提出先 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1
野田市教育委員会 生涯学習課 生涯学習振興係 子ども未来教室担当
- ③ 提出期限
令和8年1月20日（火）午後5時15分まで（必着）

6 企画提案書等の提出

（1）提出書類

応募者は、実施要領及び仕様書、質問の回答を熟読し、仕様書等の目的及び期待さ

れる効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」とし、正本1部、副本7部を提出すること。また、様式は野田市ホームページからダウンロードすること。

① 企画提案書（様式5）

② 申立書（様式6）

③ 企画提案概要説明書（様式7）

所定の様式を使用し、項目ごとに実施概要を記載すること。参考資料を用いて詳細な説明を行う際は、各実施概要に対応する資料の番号のページ数も記載すること。

④ 見積書（様式8）

（2）提出期限 令和8年1月28日（水）まで（必着）

※ 土・日曜、祝日の受付は行わない。

※ 受付時間は、期間中、午前8時30分から午後5時15分まで。

※ 提出期限後の受付はしない。期限までに提出されない場合は失格とする。ただし、期限内に提出された書類のうち、追加書類を市が求めた場合はこの限りではない。

（3）提出方法 持参または郵送（書留）

（4）提出先 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

野田市教育委員会 生涯学習課 生涯学習振興係 子ども未来教室担当

（5）注意事項

① 提出書類の差し替え等は、提出期限内に限り行うことができる。また、提出期限後の追加資料の提出はできない。

② 上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがある。

③ 企画提案書等は、事業者選定にのみ使用する。

④ 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。

⑤ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

⑥ 企画提案書は、1者につき1案とする。

7 審査項目及び評価方法

（1）得点配分

別紙審査基準及び配点一覧のとおり

（2）提案内容は、別紙審査基準及び配点一覧により得点化する。

また、「評価項目」の各項目について、根拠が具体的であり優秀な提案であると判断できる場合や的確な追加提案があった場合には、これを高く評価する。

（3）評価主体

評価は「野田市子ども未来教室事業業務委託事業者選定委員会」が行う。

選定委員会は、野田市職員による委員5名で構成される。

（4）プレゼンテーション

応募者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、欠席した場合は、応募を辞退したものとみなす。

日 時 令和8年2月4日（水）

場 所 野田市役所庁舎内会議室

※開催時間等の詳細は応募申込者宛にメールで通知。

内 容 提案者による企画提案書類の説明（20分以内）及び質疑応答（20分）

※事前準備、後片付けの時間は含まない。

- ① 出席者は4名以内とし、今後実務を担当することになる者を同席させること。
- ② 当日に新しい資料等の提出はできない。提出済の企画提案書類に基づき説明すること。ただし、企画提案書の内容をわかりやすく説明するため、システムの画面やサンプルなどを投影しながらデモンストレーションを行うことは可能とする。
- ③ プレゼンテーションの際、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは市で用意するので、他に必要な機材は応募者が用意すること。

（5）評価方法及び結果の通知

別紙「野田市子ども未来教室事業業務委託に関するプロポーザル方式審査基準について」に従い評価、採点し、選定委員1名当たり100点満点、合計500点満点で、各委員の総合評価点が最も高い点数を得た応募者を契約候補者として選定する。

ただし、評価が一定水準に達しない場合（各選定委員が評価・採点した合計点の総和（見積書の評価点を除く）が270点未満）は不採用とする。

・注意事項

- ① 最高点を取得したものが2者以上ある場合は、くじ引きとする。
- ② 最高点を得たものが辞退を申し出た場合や次の「8 留意事項」に該当した場合は、次順位の者を契約候補者とする。
- ③ 選定結果は、電子メールで通知する。評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けない。

8 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消す。

- （1）審査書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- （2）契約候補者の決定から契約の締結までの間に、契約候補者の資金事情の変化等により、学習支援員の確保、教材の準備等、本委託業務の履行が困難であると野田市が判断したとき。
- （3）その他契約候補者が、応募者の資格要件に適合しなくなったとき。

9 契約の締結

契約候補者と業務に係る随意契約の見積徴収、企画提案書、仕様書等の契約交渉を行うものとする。

10 その他

- （1）企画、提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。

- (2) 審査書類は特別の場合を除き返却しない。また、審査書類は原則非公表だが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合がある。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (3) 応募者が1者の場合でも、審査、評価を実施し、選定の可否を決定する。
- (4) 応募申込後にやむを得ず応募申込を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式10）を野田市に書面で提出すること。

11 問い合わせ先

野田市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課 生涯学習振興係

所 在 地：〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

電 話：04-7123-1366

F A X：04-7122-1581

E メール：syougaigakushu@mail.city.noda.chiba.jp